

証券コード 4485
2023年6月12日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目2番3号
株式会社 J T O W E R
代表取締役社長 田 中 敦 史

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.jtower.co.jp/ir/stock_info#ir_meeting



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会情報」をご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証情報会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「JTOWER」又は「コード」に当社証券コード「4485」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送いただくか、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 曙の間（新館1階） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - （1）事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - （2）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - （3）計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従って、当該書面に掲載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

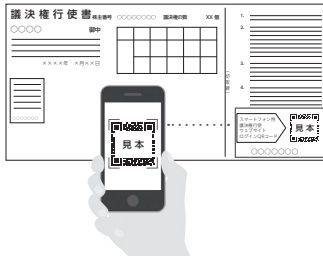
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

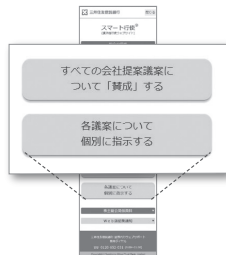
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

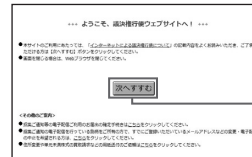
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

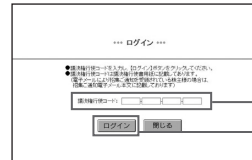
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

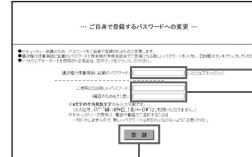
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	田中 敦史	代表取締役社長	再任
2	桐谷 裕介	専務取締役 インフラシェアリング事業本部長	再任
3	中村 亮介	常務取締役 CFO コーポレート本部長	再任
4	太田 直樹	社外取締役	再任 社外 独立
5	内田 義昭	社外取締役	再任 社外
6	大場 睦子	社外取締役	再任 社外 独立
7	石田 信吾	—	新任 社外

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か あ つ し
田中 敦史

(1974年7月3日生)

再任

所有する当社の株式数

6,499,886株

在任年数

11年

取締役会出席状況

19/19回

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 5 月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社	2017年 7 月	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役
2000年 4 月	イー・アクセス株式会社 経営企画室長	2017年 7 月	Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. 監査役
2006年 5 月	同社 執行役員財務本部長 イー・モバイル株式会社 財務本部長	2018年 8 月	GNI Myanmar Co., Ltd. 取締役
2007年 4 月	同社 CFO 常務執行役員財務本部長	2018年11月	株式会社ナビック 取締役
2011年 6 月	イー・アクセス株式会社 常務執行役員経営企画本部長	2021年 5 月	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役（現任）
2012年 6 月	当社 代表取締役社長（現任）	2022年 4 月	株式会社JTOWER Infrastructure Holdings 代表取締役社長
2017年 3 月	GNJT Solutions Co., Ltd. 取締役	2022年 4 月	合同会社JTOWER Infrastructure 職務執行者（現任）
2017年 4 月	VIBS PTE.LTD. 取締役（現任）	2022年 8 月	合同会社JTOWER Infrastructure 2 職務執行者（現任）

【重要な兼職の状況】

VIBS PTE.LTD. 取締役
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役
合同会社JTOWER Infrastructure 職務執行者
合同会社JTOWER Infrastructure2 職務執行者

取締役候補者とした理由

田中敦史氏は、当社創業者として、当社が展開するすべての事業を立ち上げ、運営に関わり、当社事業に最も精通する人物として、当社における豊富な業務執行経験を有しております。こうした経験を踏まえ、当社を牽引する代表取締役社長を務めており、当社取締役として適任と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

桐谷 裕介

(1976年4月1日生)

再任

所有する当社の株式数	135,000株	【略歴、当社における地位及び担当】
在任年数	9年	2003年 3 月 株式会社エムズワークス 入社
取締役会出席状況	19/19回	2005年 4 月 モトローラ株式会社（出向）
		2009年 6 月 KDDI株式会社（出向）
		2012年 8 月 当社 入社
		2013年 8 月 当社 取締役 技術統括
		2018年 6 月 当社 専務取締役 事業本部長
		2019年 4 月 当社 専務取締役 インフラシ ェアリング事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

桐谷裕介氏は、2012年8月に当社入社以来、当社の基幹事業であるインフラシェアリング事業の管掌役員として、その立ち上げ、事業拡大及び当社の業績向上に貢献しております。こうした当社における豊富な業務執行の経験を踏まえ、当社の業務執行を指揮する専務取締役を務めており、当社取締役として適任と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

な か む ら り ょ う す け
中村 亮介

(1982年11月16日生)

再任

所有する当社の株式数

31,400株

在任年数

7年

取締役会出席状況

19/19回

【略歴、当社における地位及び担当】

2005年 4 月	中央青山監査法人 入所	2017年 7 月	Vietnam Infrastructure Holding Ltd. 監査役	
2006年10月	PwCアドバイザリー株式会社入社		当社 取締役 CFO	
2007年10月	イー・モバイル株式会社 入社	2018年 4 月	経営管理本部長	
2013年 2 月	当社 入社		2018年 6 月	当社 常務取締役 CFO
2014年 1 月	当社 CFO 経営企画統括		経営管理本部長	
2016年 4 月	当社 取締役 CFO	2021年 5 月	VIBS PTE.LTD. 取締役 (現任)	
	経営企画統括	2021年 6 月	当社 常務取締役 CFO	
2017年 5 月	VIBS PTE.LTD. 取締役		コーポレート本部長 (現任)	
2017年 7 月	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役 (現任)			

【重要な兼職の状況】

Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役
VIBS PTE.LTD. 取締役

取締役候補者とした理由

中村亮介氏は、2013年2月に当社入社以来、一貫して経営企画、財務経理、人事総務、法務を中心に管理系業務の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社事業基盤強化に不可欠な管理系業務全般に対する深い知見を有することから、当社取締役として適任と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

お お た な お き
太田 直樹

(1967年10月1日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

－株

社外取締役在任年数

4年

取締役会出席状況

19/19回

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年 4 月 モニターグループ 入社
1997年 8 月 ポストンコンサルティンググループ 入社
2003年 1 月 同社 パートナー及びマネージングディレクター
2010年 1 月 同社 シニアパートナー及びマネージングディレクター
2014年 5 月 特定非営利活動法人インターナショナル 理事
2015年 1 月 総務省 総務大臣補佐官
2017年 3 月 一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 評議員（現任）
2018年 2 月 株式会社ドワンゴ 顧問
2018年 2 月 株式会社New Stories代表取締役（現任）

2018年 6 月

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役（現任）

2018年12月

一般社団法人 コード・フォー・ジャパン 理事（現任）

2019年 6 月

当社 社外取締役（現任）

2019年10月

総務省 政策アドバイザー

2019年10月

特定非営利法人みんなのコード 理事（現任）

2019年11月

東京都デジタルトランスフォーメーション・フェロー

2020年10月

弥生株式会社 社外取締役（現任）

2021年 4 月

東京都チームデジタルサービス・フェロー（現任）

2022年 1 月

AGRIST株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社New Stories 代表取締役
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役
弥生株式会社 社外取締役
AGRIST株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

太田直樹氏は、2019年6月から当社社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。また、長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、当社社外取締役として、独立した立場で当社の経営に必要な助言や監督をいただいております。当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を今後も期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

う ち だ よ し あ き
内田 義昭

(1956年9月14日生)

再 任

社 外

所有する当社の株式数	【略歴、当社における地位及び担当】			
一株	1981年 4 月	国際電信電話株式会社（KDD）	2018年 6 月	KDDIエンジニアリング株式会
社外取締役在任年数		入社		社 取締役会長
2年	2013年 4 月	KDDI株式会社 執行役員技術統	2018年 6 月	KDDI株式会社 代表取締役執行
取締役会出席状況		括本部 技術企画本部長		役員副社長 技術統括本部長
19/19回	2014年 4 月	同社 執行役員常務 技術統括本	2020年 4 月	KDDIエンジニアリング株式会
		部長 兼 技術企画本部長		社 代表取締役会長
	2014年 6 月	同社 取締役執行役員常務 技術	2021年 6 月	当社 社外取締役（現任）
		統括本部長 兼 技術企画本部長		
	2016年 4 月	同社 取締役執行役員常務 技術		
		統括本部長		
	2016年 6 月	同社 執行役員専務 技術統括		
		本部長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田義昭氏は、2021年6月から当社社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。また、通信事業の基盤となるネットワークの構築・運用をはじめ、技術に関わる多様なオペレーションを着実に遂行する等、技術全般における豊富な経験があり、さらに、通信事業の安定運営やネットワークの高度化に必要な優れた識見を有しております。加えて、通信事業を営む他社において取締役に就任した経験もあり、通信事業に関する経営にも精通していることから、当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を今後も期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

6

お お ば む つ こ
大場 睦子

(1986年5月19日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数

1,300株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

19/19回

【略歴、当社における地位及び担当】

2007年 4 月 株式会社ソシエ・ワールド入社
2014年 4 月 有限責任あずさ監査法人入所
2018年 6 月 当社 常勤監査役
2018年 6 月 大場睦子会計事務所（現 スター
チス税理士法人） 代表（現任）

2021年 6 月

2021年12月

2021年12月

当社 社外取締役（現任）
株式会社タスキ 社外取締役
（現任）
PicoCELA株式会社 社外監査
役（現任）

【重要な兼職の状況】

スターチス税理士法人 代表
株式会社タスキ 社外取締役
PicoCELA株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大場睦子氏は、2021年6月から当社社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。また、公認会計士として、財務・会計に関する専門的な知見並びに幅広い知識及び経験を有しており、2018年6月から3年間に亘っては、当社常勤・社外監査役として当社の経営に必要な助言や監督をいただいております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を今後も期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

い し だ し ん こ
石田 信吾

(1969年12月6日生)

新任

社外

所有する当社の株式数	【略歴、当社における地位及び担当】			
一株	1991年 4 月	日本電信電話株式会社 入社	2021年 7 月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ロ
在任年数	2012年 7 月	東日本電信電話株式会社 設備企画部 担当部長		ジスコ 社外取締役（現任）
なし			2021年 7 月	NTT Global Sourcing , Inc.
取締役会出席状況	2018年 7 月	東日本電信電話株式会社 経営企画部 中期経営戦略推進室長		社外取締役
なし	2020年 7 月	日本電信電話株式会社 技術企画部門 統括部長（現任）		
	2020年 7 月	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 社外取締役		
	【重要な兼職の状況】			
	日本電信電話株式会社 技術企画部門 統括部長			
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ロジスコ 社外取締役			

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石田信吾氏は、ネットワーク・インフラ分野の事業に長年にわたり携わっており、通信業界における経営戦略や技術全般に関する知見及び幅広い経験を有していることから、当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 各候補者の在任年数は本総会終結の時ににおける期間となります。
 - 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、田中敦史氏が所有する当社の株式数は、同氏が所有する資産管理会社と合算した株式数であります。
 - 太田直樹氏、内田義昭氏、大場睦子氏及び石田信吾氏は社外取締役候補者であります。
 - 太田直樹氏及び大場睦子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、取締役に再任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は、太田直樹氏、内田義昭氏、及び大場睦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 更に、石田信吾氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害のうち、第三者からの訴訟によって請求を受けたものを、当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案**監査役2名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査役山田彰宏氏及び永山淑子氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本総会に提出することに関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位			
1	や ま だ 山 田 彰 宏	監査役	再 任	社 外	独 立
2	な が や ま 永 山 淑 子	監査役	再 任	社 外	独 立

所有する当社の株式数

1,200株

在任年数

4年

監査役会出席状況

17/17回

【略歴、当社における地位】

1986年 4 月 大阪国税局 入局
 1989年 7 月 大蔵省（現財務省）入局
 2008年 9 月 KPMG税理士法人入所
 2013年 3 月 山田彰宏税理士事務所 所長
 （現任）
 2013年 5 月 山田総合コンサルティング株式
 会社 代表取締役（現任）

2013年 8 月 コーサカインターナショナル株
 式会社 社外監査役（現任）
 2018年 4 月 株式会社FiNC（現 株式会社
 FiNC Technologies）社外監
 査役（現任）
 2019年 6 月 当社 社外監査役（現任）
 2022年 6 月 公益財団法人INPEX教育交流財
 団 監事（現任）
 2022年12月 一般財団法人INPEX JODCO
 財団 監事（現任）

【重要な兼職の状況】

山田彰宏税理士事務所 所長
 山田総合コンサルティング株式会社 代表取締役
 コーサカインターナショナル株式会社 社外監査役
 株式会社 FiNC Technologies 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

山田彰宏氏は、2019年6月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。また、税理士として、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有し、その経験及び専門性を活かした監査が期待でき、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。

所有する当社の株式数

【略歴、当社における地位】

一株	1978年 4 月	株式会社富士通研究所入社	2003年 7 月	コマースリンク株式会社	取締役
在任年数	1986年 3 月	一般財団法人材料科学技術振興財団入職	2014年 6 月	同社	代表取締役社長
4年	1992年 1 月	富士通株式会社入社	2019年 6 月	当社	社外監査役（現任）
監査役会出席状況	17/17回	1999年11月	ニフティ株式会社入社		

社外監査役候補者とした理由

永山淑子氏は、2019年6月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。また、会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、その経験及び専門性を活かした監査が期待でき、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は本総会終結の時点における期間となります。
3. 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。
4. 山田彰宏氏及び永山淑子氏は社外監査役候補者であります。
5. 山田彰宏氏及び永山淑子氏は、東京証券取引所が定める独立役員であり、監査役に再任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、山田彰宏氏及び永山淑子氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害のうち、第三者からの訴訟によって請求を受けたものを、当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 当社取締役・監査役の多様性・専門性について

当社の経営戦略を実現する観点から、当社の取締役・監査役にとって重要と考えられる専門性・経験分野について、8つのスキルを定義しました。本定時株主総会の第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合における、各取締役・監査役の保有スキルは以下のとおりです。

役職	氏名	独立性	主な専門性・経験分野							
			企業経営	財務 ファイナンス	会計 税務	法務 内部統制	テクノロジー 研究開発	営業	HR 人的資本	業界知見
代表取締役社長	田中 敦史		○	○					○	○
専務取締役	桐谷 裕介		○				○	○		○
常務取締役CFO	中村 亮介		○	○	○	○				○
社外取締役	太田 直樹	○	○				○	○	○	○
社外取締役	内田 義昭		○				○		○	○
社外取締役	大場 睦子	○		○	○	○				
社外取締役	石田 信吾		○				○			○
常勤監査役	西浦 由希子	○		○	○	○				
監査役	山田 彰宏	○			○					
監査役	永山 淑子	○	○				○		○	

※リスクマネジメント及びESGは、「企業経営」に含まれるものとなります。

※上記一覧表は、各人の有するすべての専門性と経験分野を示すものではありません。

事業報告

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、企業ビジョン「日本から、世界最先端のインフラシェアリングを。」のもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。国内におけるインフラシェアリングのパイオニアとして、創業以来の中核事業である国内IBS事業（注1）に加えて、第二の成長の柱として、タワー事業（注2）の拡大をはかっております。

当連結会計年度におきましては、国内IBS事業において、主に導入物件数の拡大が寄与し、増収となりました。具体的には、4G IBSにおいて、60物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は351件となり、また、4G IBSの新たな取組みとして、携帯キャリアが個別に導入した設備の更改に際し、当社の屋内インフラシェアリングを活用する「4G IBS（リプレイス）」の取り組みを開始し、既設物件15件への導入を実施しました。更に、5G IBSにおいては、53物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は63件となりました。

海外IBS事業を展開するベトナムにおきましては、主にTHIEN VIET COMPANY LIMITEDより取得したIBS資産の業績貢献と円安の進行による為替換算の影響により増収となりました。なお、当連結会計年度における累計導入済み物件数は234件となりました。

タワー事業におきましては、前連結会計年度に株式会社N T T ドコモと締結した最大6,002基の通信鉄塔のカーブアウトに係る基本契約等に基づき、当連結会計年度において、株式会社N T T ドコモの通信鉄塔を中心に合計835本（累計）の移管を完了し、収益貢献が始まったことから、増収となりました。

さらに、株式会社N T T ドコモからの通信鉄塔のカーブアウトに関する資金調達の推進、タワー事業の本格稼働をはじめとする事業拡大に向けた人材採用、本社オフィスの移転、5Gミリ波対応共用無線機の開発の推進等を行った結果、販売費及び一般管理費および営業外費用が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,228,928千円（前連結会計年度比24.0%増）、営業利益は117,065千円（前連結会計年度比79.1%減）、経常損失は1,238,652千円（前連結会計年度は555,603千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は、主に西新宿エリアで実証事業を進行中のデジタルポール（注3）資産につき減損損失を計上したこと等により、1,602,810千円（前連結会計年度は644,386千円の親会社株主に帰属する当期純利

益) となりました。

なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(注1) IBS事業

In-Building-Solutionの略称であり、商業施設やオフィスビル等の大型施設内のアンテナ、配線、中継装置等の携帯インフラを、当社が共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアヘシェアリングを行う事業のことをいいます。

(注2) タワー事業

屋外における鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ等の携帯インフラを当社が共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアヘシェアリングを行う事業のことをいいます。

(注3) デジタルポール

当社の商品であるスマートポール（多機能型ポールの総称）の名称（商標登録番号 第6642477号）です。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業区分	第10期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第11期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内IBS事業	3,381,126千円	80.2%	3,896,076千円	74.5%	514,950千円	15.2%
海外IBS事業	569,154	13.5	864,052	16.5	294,897	51.8
タワー事業	55,768	1.3	330,453	6.3	274,685	492.6
ソリューション事業	209,988	5.0	138,345	2.6	△71,643	△34.1
合計	4,216,037	100.0	5,228,928	100.0	1,012,890	24.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は12,728,552千円であり、その主なものは、当社及び子会社における通信インフラシェアリング設備等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの主な資金調達は、タワーカーブアウトに伴う所要資金として、金融機関より調達した長期借入金21,926,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (2021年 3 月期)	第 10期 (2022年 3 月期)	第 11期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	2,558,500	3,501,932	4,216,037	5,228,928
経常利益又は経常損失 (△)	5,642	178,942	555,603	△1,238,652
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△13,182	506,466	644,386	△1,602,810
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△0.94	24.58	29.56	△72.84
総 資 産(千円)	14,646,796	16,745,366	25,005,022	52,042,226
純 資 産(千円)	6,635,166	7,137,165	15,219,992	12,893,602
1 株当たり純資産 (円)	323.58	342.59	692.03	585.65

(注) 当社は、2019年 8 月30日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (2021年 3 月期)	第 10期 (2022年 3 月期)	第 11期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	1,915,079	2,919,129	3,646,883	4,127,504
経常利益又は経常損失 (△)	59,997	415,873	489,877	△12,749
当期純利益又は当期純損失 (△)	70,010	322,535	599,086	△348,100
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	4.99	15.65	27.49	△15.82
総 資 産(千円)	15,113,773	17,299,994	25,305,453	43,955,786
純 資 産(千円)	7,435,481	7,814,769	15,690,669	15,354,045
1 株当たり純資産 (円)	362.61	375.12	713.43	697.42

(注) 当社は、2019年 8 月 30 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	167百万円	100.0% (100.0)	屋内携帯インフラのシェアリングサービスの提供
合同会社JTOWER Infrastructure	0.1百万円	100.0% (100.0)	屋外通信インフラのシェアリングサービスの提供

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社JTOWER Infrastructure Holdings	28百万円	100.0%	中間持株会社
合同会社JTOWER Infrastructure 2	0.1百万円	100.0% (100.0)	屋外通信インフラのシェアリングサービスの提供
株式会社JTOWER Infrastructure Holdings 2	7百万円	100.0%	中間持株会社

- (注) 1. 議決権比率の（）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 2022年4月18日に合同会社JTOWER Infrastructure及び株式会社JTOWER Infrastructure Holdingsを設立いたしました。2022年8月8日に合同会社JTOWER Infrastructure2及び株式会社JTOWER Infrastructure Holdings2を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①タワー事業における共用タワーの導入拡大

各携帯キャリアの5Gサービスの開始、政府による地方の通信インフラ整備の支援、サステナビリティへの関心の高まり等を背景に、日本国内におけるタワーシェアリング市場は、今後大きな拡大が期待されます。当社グループは、これまでのインフラシェアリング事業で培った事業知見や携帯キャリアとの強固な関係性を活かし、タワーシェアリング市場においても、カーブアウトを含めた実績を拡大していくことで、市場を牽引していくことが当社グループの成長においても重要であると考えております。

②国内IBS事業における導入物件数の継続的な拡大

当社グループにおいて、重要な経営評価指標である導入物件数を継続的に拡大していくことは、当社グループが今後も高い成長率を持続していくために重要な取り組みとなります。これまでの4G IBSに加え、5G対応共用装置の本格導入を図っていくことで、導入物件数を拡大してまいります。対象物件につきましては、これまでの主な導入先である新築物件だけでなく、携帯キャリアの屋内5G対策の本格化や4G既存設備のリプレイス需要等にも対応し、ポテンシャルの大きな既設市場においても拡大を目指してまいります。

③事業成長に伴う共用鉄塔の安定的な保全・運用

当社グループの成長を牽引するタワー事業及び国内IBS事業の導入実績拡大に伴い、共用鉄塔及び共用設備の安定的な運用の重要性が更に高まると認識しております。特に、タワー事業については、カーブアウト鉄塔の移管拡大に伴い、2023年3月期より、導入鉄塔数が急速に拡大しており、国内IBS事業での共用設備の運用実績及び基盤も活かし、鉄塔の安定的な保全・運用のための体制強化に継続的に取り組んでまいります。

④海外戦略の更なる強化

当社グループの海外戦略においては、ベトナムでは、安定した事業基盤から継続的な事業拡大を目指すとともに、他事業者からのIBS資産の買取りやM&Aを推進してまいります。また、新たな国・地域への進出を行う場合は、カントリーリスクを見極めたうえで、既存インフラシェアリング事業者のM&Aによる参入や高い成長性が期待できる市場での事業パートナーとの資本参加等を基本方針とした海外展開戦略を推進してまいります。

⑤財務規律の強化

当社グループが継続的に成長・拡大していくためには、更なる収益基盤の強化・拡大と、それをレバレッジさせた資金調達力が必要になります。インフラシェアリング事業を適切な財務規律でコントロールしながら、収益性を向上させることで、その基盤をしっかり整えてまいります。

⑥人材の確保・育成

当社グループが、今後更なる成長をしていくためには、専門スキル及びノウハウをもった優秀な人材を継続的に確保していくことが重要であると考えております。そのためにも、採用活動強化の施策により、積極的な採用活動を行っていくとともに、人事制度、研修制度の充実等により従業員が中長期で働きやすい環境の整備も実施してまいります。

⑦コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、全てのステークホルダーから信頼される企業であるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

こうした認識のもと、経営の健全性、透明性を高めるとともに効率化を図り、長期的かつ安定的な企業価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。また、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムにつきましても、適切な運用を行うとともに継続的な整備、改善をはかってまいります。

⑧サステナビリティの推進

当社グループは、インフラシェアリングの普及そのものが「サステナブルな社会」の実現につながると考えております。インフラシェアリングの推進により、環境負荷の軽減や「つながる」社会の実現等、社会課題の解決に貢献しながら、社会とともに持続的な成長と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社6社、その他の関係会社1社で構成され、通信インフラシェアリング事業を行っております。当社グループは、「日本から、世界最先端のインフラシェアリングを。」という企業ビジョンのもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。インフラシェアリングの導入により、対策にかかる設備投資や作業工程を大幅に削減することが可能となり、また、環境負荷の低減にもつながります。

当社グループは、主として国内における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「国内IBS事業」とする）、海外における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「海外IBS事業」とする）、屋外の鉄塔等の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「タワー事業」とする）、それらに関連する付加価値ソリューション事業（以下、「ソリューション事業」とする）を展開しております。なお、これらの事業はいずれも通信インフラシェアリングに関連する事業であり、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループでは通信インフラシェアリング事業を単一の報告セグメントとして、セグメントを分類せずに記載しております。

当社グループの事業別の主な内容は以下のとおりです。

①国内IBS事業

国内IBS事業は、これまで日本において携帯キャリア各社がそれぞれ単独で行ってきた屋内携帯インフラの設備投資を、独自に開発した共用設備により一本化するソリューションを提供する事業となります。当ソリューションは、不動産事業者にとっては設備一本化による設備の簡素化・消費電力の削減・対策負担金の削減・窓口の一本化等、携帯キャリアにとっては、設備投資・運用費用の削減等、携帯電話ユーザーにとっては、屋内携帯電波環境整備による満足度向上等のメリットを提供しています。当社は、各携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、共用設備の利用に対して携帯キャリアから受領する利用料が主な収入となっております。4Gネットワークのインフラシェアリングを行う4G IBSに加え、5Gネットワークのインフラシェアリングを行う5G IBSに取り組んでおります。また、4G IBSの新たな取組みとして、携帯キャリアが個別に導入した設備の更改に際し、当社の屋内インフラシェアリングを活用する「4G IBS（リプレース）」の取り組みを開始しております。

②海外IBS事業

海外IBS事業として、IBS事業を海外でも展開しており、主な展開国はベトナムとなっております。ベトナムにおいては、2017年7月に同国最大手のIBS事業者Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyを株式取得により連結子会社化し、事業運営を行っております。

③タワー事業

タワー事業は、屋外での基地局整備において使用する鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ等について、当社が新たに建設する、若しくは、通信事業者等から既存鉄塔の取得（カーブアウト）を行い、携帯キャリアをはじめとする通信事業者等向けにシェアリングを行う事業となります。

(a) ルーラルタワーシェアリング

当社が新たに建設するタワーについて、主にルーラルエリアでのタワーシェアリングを展開しております。2023年3月末時点において、約150本のタワーの建設を決定しており、そのうち3本において、サービスを開始しております。

(b) カーブアウト

カーブアウトにおいては、西日本電信電話株式会社が保有する通信鉄塔71基、東日本電信電話株式会社が保有する通信鉄塔136基並びに株式会社NTTドコモが保有する通信鉄塔最大6,002基のカーブアウトに係る基本契約を締結し、2023年3月末時点において、合計835本（累計）の移管を完了しております。

④ソリューション事業

通信インフラシェアリング事業を提供するうえで、更なる付加価値を提供するためのソリューション強化にも努めており、以下のサービスを展開しております。

(a) クラウドWi-Fiソリューション

国内IBS事業において、不動産事業者への更なる付加価値を提供するためのソリューションとして、不動産事業者に対してクラウドWi-Fiソリューションを提供しております。

(b) SITE LOCATORサービス

当社で開発したシステムである、屋上への基地局設置許可を得た不動産事業者情報を集約するデータベース「SITE LOCATOR」を活用して、屋上の遊休スペースの収益化ニーズを有する不動産事業者と、屋上への基地局設置ニーズを有する携帯キャリアをマッチングするサービスを展開しております。

(c) ローカル5G

当社は、国内IBS事業で培った経営資源を活かす形で、ローカル5G事業の立ち上げを推進しております。政府や地方自治体が主催する実証実験への参画、実験局免許の取得、ローカル5G共用装置の開発を経て、商用サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名	称	所在地
本	社	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス		大阪府大阪市

② 子会社

名	称	所在地
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company		本社、他（ベトナム、ホーチミン市、ハノイ市）
合同会社JTOWER Infrastructure		本社（東京都港区）
株式会社JTOWER Infrastructure Holdings		本社（東京都港区）
合同会社JTOWER Infrastructure2		本社（東京都港区）
株式会社JTOWER Infrastructure Holdings2		本社（東京都港区）

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
166 (35) 名	23名増 (8名増)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近 1 年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109 (35) 名	16名増 (10名増)	38.1歳	3.3年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近 1 年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,770,400千円
株式会社三菱UFJ銀行	6,770,400千円
株式会社りそな銀行	2,650,000千円
株式会社三井住友銀行	885,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 64,000,000株

② 発行済株式の総数 22,031,718株

（注）新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、22,300株増加しております。

③ 株主数 7,765名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ル テ ィ ブ	4,677,500株	21.2%
日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	4,206,400	19.1
田 中 敦 史	1,822,386	8.3
J A 三 井 リ ー ス 株 式 会 社	881,100	4.0
I N D U S S E L E C T M A S T E R F U N D , L T D .	829,500	3.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	622,100	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	576,500	2.6
K D D I 株 式 会 社	553,473	2.5
株 式 会 社 N T T ド コ モ	553,473	2.5
I N D U S J A P A N L O N G O N L Y M A S T E R F U N D , L T D .	326,500	1.5

（注）持株比率は自己株式（159株）を控除して計算しております。なお、自己株式（159株）には、株式給付信託（J-ESOP）制度において、信託が所有する当社株式（16,000株）は含んでおりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 敦 史	VIBS PTE. LTD. 取締役 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役 合同会社JTOWER Infrastructure 職務執行者 合同会社JTOWER Infrastructure2 職務執行者
専 務 取 締 役	桐 谷 裕 介	インフラシェアリング事業本部長
常 務 取 締 役	中 村 亮 介	CFO 兼 コーポレート本部長 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役 VIBS PTE. LTD. 取締役
取 締 役	太 田 直 樹	株式会社New Stories 代表取締役 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役 AGRIST株式会社 社外取締役
取 締 役	平 本 義 貴	株式会社NTTドコモ グローバルビジネス部長
取 締 役	内 田 義 昭	
取 締 役	大 場 睦 子	スターチス税理士法人 代表 株式会社タスキ 社外取締役 PicoCELA株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	西 浦 由 希 子	西浦公認会計士事務所 代表 フューチャー株式会社 社外取締役 監査等委員
監 査 役	山 田 彰 宏	山田彰宏税理士事務所 所長 山田総合コンサルティング株式会社 代表取締役 コーサカインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社FiNC Technologies 社外監査役
監 査 役	永 山 淑 子	

- (注) 1. 取締役太田 直樹氏、平本 義貴氏、内田 義昭氏及び大場 睦子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西浦 由希子氏、山田 彰宏氏及び永山 淑子氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役西浦 由希子氏及び監査役山田 彰宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役西浦 由希子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役山田 彰宏氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役の太田 直樹氏、大場 睦子氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当社取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟による損害賠償金及び争訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	83,063 (14,000)	83,063 (14,000)	－ (－)	－ (－)	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,800 (12,800)	12,800 (12,800)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	95,863 (26,800)	95,863 (26,800)	－ (－)	－ (－)	9 (6)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第7期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年8月13日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会決議において定めた総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

なお、当社は、各取締役に対し、基本報酬（金銭報酬）のみを付与し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を付与しないこととする。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役太田 直樹氏は、株式会社New Storiesの代表取締役、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の社外取締役、弥生株式会社の社外取締役及びAGRIST株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役平本 義貴氏は、株式会社NTTドコモのグローバルビジネス部長であります。株式会社NTTドコモは当社の通信インフラシェアリング事業の得意先であり、発行済株式総数（自己株式を除く）の2.5%を有する株主であります。また、株式会社NTTドコモの親会社である日本電信電話株式会社は発行済株式総数（自己株式を除く）の19.1%を有する株主であります。
- ・社外取締役大場 睦子氏は、スターチス税理士法人の代表、株式会社タスキの社外取締役及びPicoCELA株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役西浦 由希子氏は、西浦公認会計士事務所の代表及びフューチャー株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役山田 彰宏氏は、山田彰宏税理士事務所の所長、山田総合コンサルティング株式会社の代表取締役、コーサカインターナショナル株式会社の社外監査役及び株式会社FiNC Technologiesの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	太 田 直 樹	19回／19回 (100%)	—	長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	平 本 義 貴	18回／18回 (100%)	—	通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	内 田 義 昭	19回／19回 (100%)	—	通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	大 場 睦 子	19回／19回 (100%)	—	会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	西 浦 由 希 子	19回／19回 (100%)	17回／17回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
監査役	山 田 彰 宏	19回／19回 (100%)	17回／17回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	永 山 淑 子	19回／19回 (100%)	17回／17回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

(注) 取締役平本 義貴氏は、特別利害関係人にあたることから株式会社NTTドコモとの取引に関する議決に加わっていないため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,050

- (注) 1. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬6,500千円を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

- ⑥ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,762,941	流 動 負 債	16,830,513
現 金 及 び 預 金	24,247,780	買 掛 金	277,246
売 掛 金	529,968	1年内返済予定の長期借入金	930,000
そ の 他	985,192	リ ー ス 債 務	177,781
固 定 資 産	26,279,284	未 払 金	7,451,808
有 形 固 定 資 産	25,428,139	未 払 法 人 税 等	61,738
建 物 及 び 構 築 物	14,605,402	契 約 負 債	7,825,543
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,140,589	そ の 他	106,395
リ ー ス 資 産	729,520	固 定 負 債	22,318,110
建 設 仮 勘 定	1,931,879	長 期 借 入 金	21,146,000
そ の 他	20,747	リ ー ス 債 務	158,498
無 形 固 定 資 産	376,126	金 利 ス ワ ッ プ 負 債	882,298
の れ ん	338,352	そ の 他	131,313
そ の 他	37,774	負 債 合 計	39,148,623
投 資 そ の 他 の 資 産	475,017	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	50,320	株 主 資 本	13,616,540
繰 延 税 金 資 産	219,501	資 本 金	7,994,860
そ の 他	205,196	資 本 剰 余 金	6,156,184
		利 益 剰 余 金	△434,467
		自 己 株 式	△100,038
		その他の包括利益累計額	△723,137
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△882,298
		為 替 換 算 調 整 勘 定	159,161
		非 支 配 株 主 持 分	200
		純 資 産 合 計	12,893,602
資 産 合 計	52,042,226	負 債 純 資 産 合 計	52,042,226

連結損益計算書

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,228,928
売上原価	2,678,709
売上総利益	2,550,219
販売費及び一般管理費	2,433,153
営業利益	117,065
受取替の利息	26,563
益他	66,043
費用	5,535
利息	37,239
手数料	240
その他	1,415,141
経常損失 (△)	1,240
特別損失	1,453,860
工事負担金等受入額	△1,238,652
工事負担金等圧縮額	19,474
減損	19,474
税金等調整前当期純損失 (△)	217,449
法人税、住民税及び事業税	39,339
法人税等調整額	107,368
当期純損失 (△)	236,924
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,456,102
	△1,602,810
	△1,602,810

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,044,454	流 動 負 債	11,602,968
現 金 及 び 預 金	4,331,350	買 掛 金	212,742
売 掛 金	287,689	1年内返済予定の長期借入金	930,000
商 品	5,365	リ ー ス 債 務	177,781
前 払 費 用	156,430	未 払 金	2,351,834
そ の 他	263,617	未 払 費 用	14,666
固 定 資 産	38,911,332	未 払 法 人 税 等	47,099
有 形 固 定 資 産	10,460,627	預 り 金	14,613
建 物	59,484	前 受 収 益	37,362
構 築 物	42,510	契 約 負 債	7,816,155
機 械 及 び 装 置	7,735,203	そ の 他	712
工 具 、 器 具 及 び 備 品	20,747	固 定 負 債	16,998,772
リ ー ス 資 産	729,520	長 期 借 入 金	16,720,000
建 設 仮 勘 定	1,873,161	リ ー ス 債 務	158,498
投 資 そ の 他 の 資 産	28,450,704	長 期 前 受 収 益	92,651
関 係 会 社 株 式	2,042,619	株 式 給 付 引 当 金	9,304
出 資 金	26,041,179	資 産 除 去 債 務	18,317
長 期 前 払 費 用	37,451	負 債 合 計	28,601,740
繰 延 税 金 資 産	219,501	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	109,953	株 主 資 本	15,354,045
		資 本 金	7,994,860
		資 本 剰 余 金	6,815,690
		資 本 準 備 金	6,815,690
		利 益 剰 余 金	643,532
		そ の 他 利 益 剰 余 金	643,532
		繰 越 利 益 剰 余 金	643,532
		自 己 株 式	△100,038
		純 資 産 合 計	15,354,045
資 産 合 計	43,955,786	負 債 純 資 産 合 計	43,955,786

損 益 計 算 書

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金	額
売 上	原 高					4,127,504
売 上	原 価					1,952,691
売 上	総 利					2,174,813
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益					1,921,866
営 業 外 収 益	益					252,946
受 取 替 利 差 益	息 益				165	
そ の 他	利 益				67,366	
営 業 外 費 用	他 用				107	67,639
支 払 利 息	料 息				32,411	
支 払 手 数 料	費 料				300,000	
株 式 交 付 費	他 費				240	
そ の 他	利 益				684	333,336
経 常 損 失 (△)	益					△12,749
特 別 損 失	利 益					
工 事 負 担 金 等 受 入 額	失 益				19,474	19,474
特 別 損 失	失 益					
工 事 負 担 金 等 圧 縮 額	失 益				19,474	
減 損 損 失	失 益				217,449	236,924
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	失 益					△230,199
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税 額				5,810	
法 人 税 等 調 整 額	税 額				112,090	117,900
当 期 純 損 失 (△)	失 益					△348,100

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 J T O W E R

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 富永 淳浩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 戸塚 俊一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社 J T O W E R
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富永 淳浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸塚 俊一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会及び経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株 式 会 社 J T O W E R 監 査 役 会

常勤社外監査役 西 浦 由 希 子 ㊞

社 外 監 査 役 山 田 彰 宏 ㊞

社 外 監 査 役 永 山 淑 子 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 曙の間（新館1階）

TEL 03-3403-1171

【交 通】 JR中央・総武線 信濃町駅より 徒歩約5分

地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線 青山一丁目駅

2番出口より 徒歩約10分

地下鉄大江戸線 国立競技場駅

A1出口より 徒歩約10分

